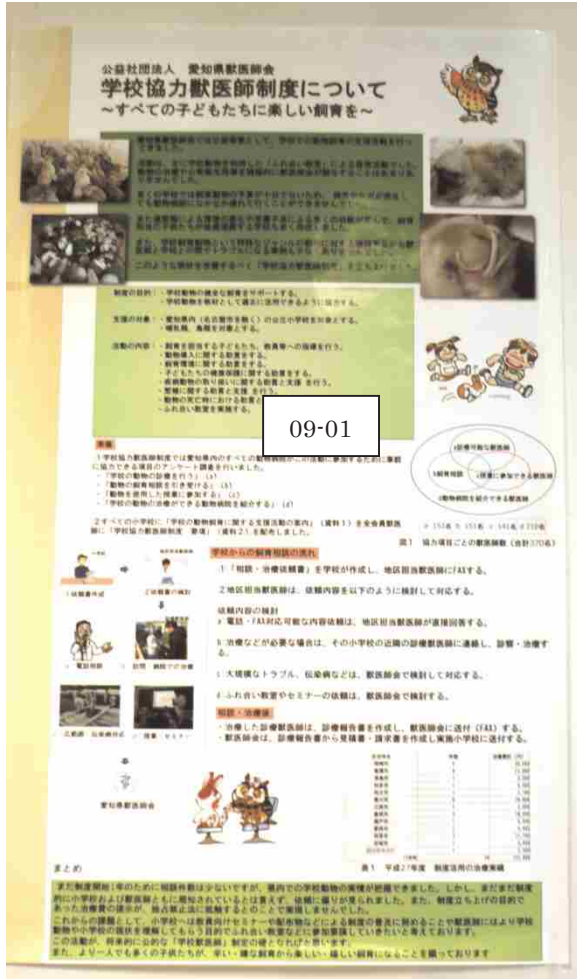


パネル発表「(公社)愛知県獣医師会の学校協力獣医師制度」

杉本 寿彦



が聞こえてきました。

また獣医師も学校飼育動物というペットや家畜とは違うジャンルの動物に対しての理解不足から、学校の飼育方法などを非難しトラブルになるケースも見受けられました。

そのためこのような現状を改善し私たちの目的とする「健全で楽しい笑顔のある動物飼育」を実現するには、動物の診療を含んだ新しい飼育相談システムを構築する必要性があると判断し、平成 25 年から新制度設立のための検討委員会を立ち上げました。

制度の目的：

- 学校動物の健全な飼育をサポートする。
- 学校動物を教材として適正に活用できるように協力する。

支援の対象：

- 愛知県内（名古屋市を除く）の公立小学校を対象とする。
- 哺乳類、鳥類を対象とする。

活動の内容：

- 飼育を担当する子どもたち、教員等への指導を行う。
- 動物導入に関する助言をする。
- 飼育環境に関する助言をする。
- 子どもたちの健康保護に関する助言をする。
- 病気の動物の治療などに関する助言と支援を行う。
- 繁殖に関する助言と支援を行う。
- 動物の死亡時における助言と支援を行う。
- ふれ合い教室を実施する。

2 準備

①学校協力獣医師制度では愛知県内のすべての動物病院がこの活動に参加するために事前に協力できる項目のアンケート調査を行いました。

- 「学校の動物の診療を行う」(a)
- 「動物の飼育相談を引き受ける」(b)

1 はじめに

愛知県には 717 校の公立小学校があり、平成 23 年度の調査ではそのうちの 560 校 (78.11%) が何らかの動物を飼育していると答えています。そして、その中で飼育について獣医師などの専門家との連携が必要だと答えた学校が 449 校 (80.1%) ありました。

愛知県獣医師会では平成 18 年度から本格的に学校飼育動物に対しての支援活動を行ってきました。

当初は「学校飼育動物ふれあい教室」による啓発活動が中心でしたが、多くの学校を訪問する内に「病気になってもどこに相談すればいいかわからない」、「予算の関係で動物病院にかかれない」などの現場の声

- ・「動物を使用した授業に参加する」(c)
 - ・「学校の動物の治療ができる動物病院を紹介する」(d)
- ②全小学校に「学校の動物飼育に関する支援活動の案内」を獣医師に「学校協力獣医師制度要項」を配布しました。

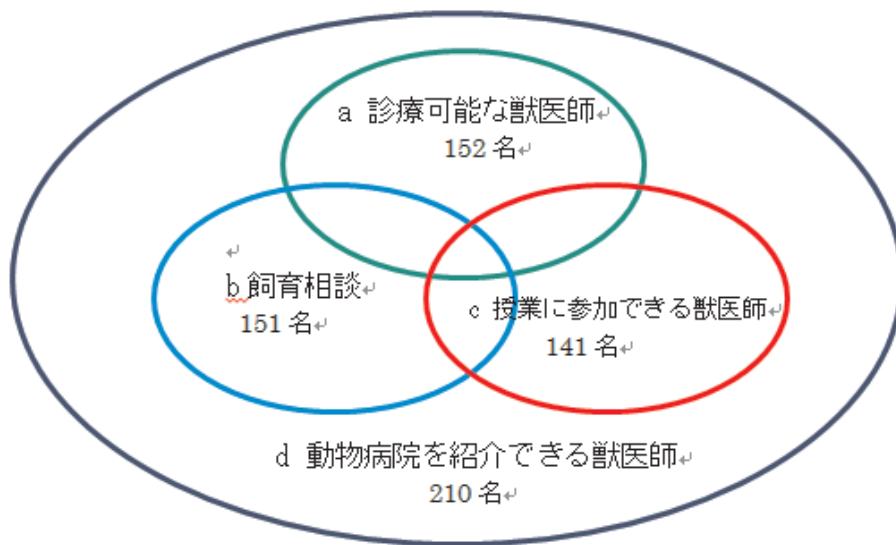
「愛知県内すべての小学校において」「学校動物として適正な診療費で」「単純なシステムで」「すべての臨床会員獣医師によって」をスローガンに、多くの資料やアンケートをもとに平成 26 年にシステムの概要が完

成しました。

新制度において愛知県内の動物病院では

- ・「学校の動物の診療を行う」
- ・「動物を使用した授業に参加する」
- ・「動物の飼育相談を引き受ける」
- ・「学校の動物の治療ができる動物病院を紹介する」

上記 4 区分に分けて、事前にアンケート調査を行い、すべての獣医師がこの制度に参加することになります。



その中で学動物の診療可能な獣医師を「診療獣医師」として登録します。

愛知県全域(名古屋市を除く)を15の地区に分け、各地区に「地区担当獣医師」を配置しました。学校での動物に関する相談や治療が必要となった場合、専用の用紙に記入してFAXで送っていただきます。「地区担当獣医師」が相談を受け付け、治療が必要な場合などはその小学校の近隣の「診療獣医師」を紹介します。

3 学校からの相談の流れ

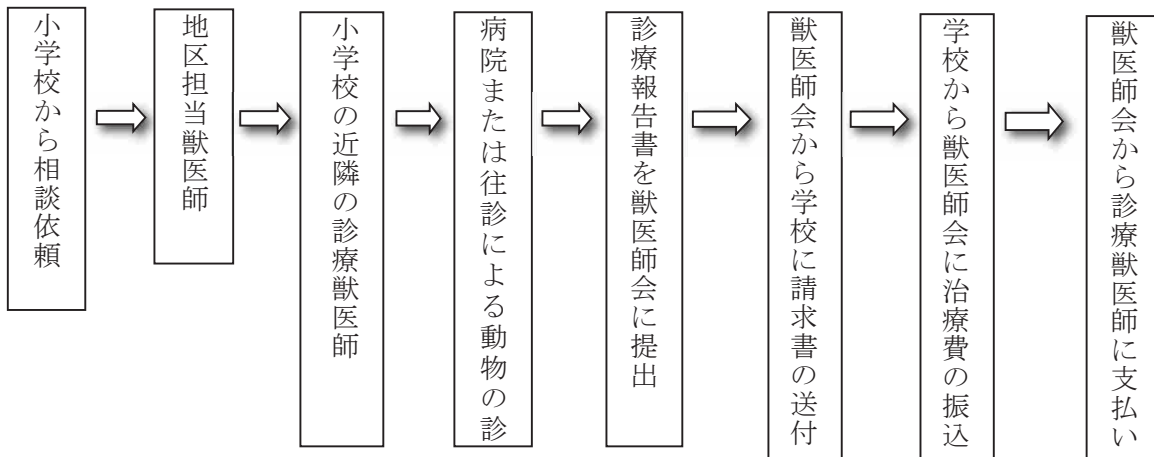
- ①「相談・治療依頼書」を学校が作成し、地区担当獣医師にFAXする。
- ②地区担当獣医師は、依頼内容を検討して近隣の協力獣医師及び獣医師会に連絡する

4 依頼内容の検討

- a: 電話・FAX 対応可能な内容依頼は、地区担当獣医師が直接回答する。
- b: 治療などが必要な場合は近隣の診療獣医師に連絡し学校や病院で診察依頼する
- c: 大規模なトラブル、伝染病などは、獣医師会で検討して対応する。
- d: ふれ合い教室やセミナーの依頼は獣医師会で検討する。

5 相談・治療後

- ・治療した診療獣医師は、診療報告書を作成し、獣医師会に送付(FAX)する。
- ・獣医師会は、診療報告書から見積書・請求書を作成し実施小学校に送付する。
- ・学校から獣医師会へ治療費の振り込み
- ・獣医師会から診療獣医師へ治療費の振り込み



会員獣医師への説明会や各小学校へ制度概要等の資料を配布した後、平成 27 年 6 月 1 日より「学校協力獣医師制度」を開始いたしました。この制度により愛知県内のどの学校においても動物をより安全で安心して飼育するためのサポートが出来ると考えております。また、治療費も獣医師会事務局を通して請求するために獣医師と学校との間にトラブルなく相談・治療が可能となりました。

年度末には診療報告書を市町村ごとに集計して学校名や相談内容、治療費を各市町村教育委員会あてに報告します。その報告書が、今後の委託事業推進の一資料になると考えています。

なお、平成 27 年度の相談・診療実績は、13 市町において 32 件ありました。請求総診療費は、132,806 円になりました。

県内の学校数や飼育頭数からするとまだまだ少ない件数ですが、各小学校にこの制度が知られていなかったり、制度の利用のしかたがわからなかったりと制度の周知徹底が今後の課題となっています。新しい制度ですので獣医師側にも十分制度内容が浸透しているとは言えません。また、システム自体もまだまだ改良の余地があり、今後の事例や意見を参考に学校にとっても獣医師にとってもより良い制度にしていきたいと考えています。

※愛知県内には市町村の教育委と委託あるいは契約により市町村の獣医師会と治療や支援活動に対して予算が付いている所もあります。そのような地域はこの制度の対象になっていません。

この制度は行政と連携のない市町村において、今まで各獣医師がバラバラに対応し

ていたために予算面などの不安もあり学校が、なかなか利用しづらかった獣医師の支援を獣医師会で一元化することにより、安心して利用できるように考えたものです。

今後も各市町村で行政との連携を促進し、最終的にはこの制度を利用しなければならない市町村が無くなることを願っています。

6 まとめ

学校動物飼育支援は現在（公社）愛知県獣医師会の公益事業の柱として大切な活動になっています。

この制度もまだ制度開始 1 年のために相談件数は少ないですが、県内での学校動物の実情が把握できました。

しかし、まだまだ制度的に小学校・獣医師ともに周知されているとは言えず、依頼の有った地域に偏りが見られました。

また、当初制度立ち上げの目的であった治療費の提示が、独占禁止法に抵触することによって実現しませんでした。

これからの課題として、小学校へは教員向けセミナーや配布物などによる制度の普及に努め、獣医師に対しては学校動物や小学校の現状を理解してもらうためにふれ合い教室などに積極的に参加要請していく事が必要だと考えています。

この活動が、将来的に公的な「学校獣医師」制定の礎となればと思います。

また、より一人でも多くの子供たちが、辛い大変な飼育から楽しい、嬉しい飼育になることを願っております

（愛知県獣医師会）